

平成25年度 事業計画

4月1日をもって「公益社団法人 兵庫県私学振興協会」に移行し、以下の事業を実施する。
「兵庫の私学」の振興を図るため、私立学校の施設設備整備資金等の貸付け、兵庫県との委託契約に基づいた入学資金の貸付、修学支援事業の業務及び兵庫県中・高等学校連合会等に対し研修事業等への助成等を行う。
このため、引き続き当会会員の学校法人から出資金を募るとともに、適正な資産管理に努める。
また、平成26年6月に協会設立50周年を迎えることから、記念事業実施の準備を進める。

I 貸付事業

1 施設設備整備資金等貸付

(1) 貸付金の種類

学校法人が行う小・中・高等学校の適切と認められる事業等に対し、次に掲げる区分によりその資金の一部を貸付ける。

資 金 名	貸 付 対 象 事 業
1 施設設備整備資金	建物建築(新築、増改築、補修、買収)及び土地買収・造成(学校用地、体育館用地、運動場用地など)に係る事業
2 耐震化整備資金	学校施設の耐震化補強(改修)、改築に係る事業
3 災害復旧資金	災害により被害を受けた建物、設備、校地等の原形復旧事業
4 経営安定資金	①校具・教具・備品等の購入 ②情報化機器等大型設備購入費及び情報技術整備等事業 ③高利債等借り替え資金 前年度以前に金融機関等から協会貸付金利より年利率1%以上高い金利で借入した施設、設備、校地買収等の借入金の返済金
5 経営資金	一時的に不足する人件費及び比較的低廉な備品等の購入

(2) 貸付限度額及び貸付額

- ア 業務方法書第6条第1項、第2項に規定する1学校法人に対する当該年度の貸付限度額は、貸付対象事業費の100分の80以内とし、金額は350,000千円とする。(経営資金限度額30,000千円)
災害復旧資金の貸付限度額については、前記貸付限度額の2倍の金額とする。
なお、前年度末に貸付残額のある学校法人は、その貸付残額を差引いた額を貸付限度額とする。
- イ 貸付額は理事会で決定する。ただし、経営資金等で1年以内の貸付については、貸付審査委員会の議を経て理事長が決定する。

(3) 貸付期間及び貸付利率

業務方法書第7条第1項から第3項及び第5項に規定する貸付金の期間、貸付金の貸付利率は、次のとおりとする。なお、貸付金の貸付利率については、平成25年2月末現在とする。

資 金 名	貸 付 金 の 期 間	貸付金の貸付利率	事業団より割引幅
1 施設設備整備資金	12年以内(うち据置期間2年以内)	0.6%	△0.2%
	5年以内	0.5%	△0.3%
2 耐震化整備資金	12年以内(うち据置期間2年以内)	0.5%	△0.3%
	5年以内	0.4%	△0.4%
3 災害復旧資金	12年以内(うち据置期間2年以内)	0.5%	△0.3%
	5年以内	0.4%	△0.4%
4 経営安定資金	12年以内(うち据置期間2年以内)	0.6%	△0.2%
	5年以内	0.5%	△0.3%
5 経営資金	1年以内	0.3%	△0.5%

貸付金の期間「12年以内」の貸付金利については、最終期限まで契約時に定めた固定金利を適用する方法と、契約時から5年を経過したときの時点における日本私立学校振興・共済事業団の利率を基準として改定する方法のいずれかを選択できるものとする。。

なお、年度内に利率算定の基礎とした日本私立学校振興・共済事業団の利率改定があった場合には貸付規程第4条第2項の定めるところにより改定する。

(4) 償還方法

貸付規程第2条の規定により償還方法は、元金均等年賦償還とする。

(5) 貸付資金

貸付資金は総額4億8千万円を予定する。

(施設設備整備資金等(上記表の1～4): 4. 5億円 2件、経営資金上記表の5: 3千万円 1件)

(6) その他

その他貸付条件、事務の手続き等は、業務方法書、貸付規程及び施設整備整備等資金貸付審査要領等による。

2 私立高等学校入学資金貸付に要する資金の貸付

学校教育法に規定する私立高等学校に進学する者の学資負担者に対して学校が行う、入学資金貸付に要する資金を貸付ける。

(1) 貸付額

生徒1人当たり 30万円以内。

(2) 貸付期間及び貸付利息

貸付期間は3年以内、貸付利息は無利子とする。

(3) 償還方法

第1回償還期日を入学年度の9月30日とし、3年間半年年賦均等償還とする。

(償還日が金融機関の休日にあたるときは、その翌営業日とする。)

(4) 貸付限度額

1学校法人に対する貸付額は、3, 000万円を限度とする。

(5) 貸付資金

貸付資金は総額5千万円を予定する。

II 私立高等学校入学資金貸付・修学支援事業の業務受託

兵庫県の委託を受けて私立高等学校入学資金貸付及び私立高等学校修学支援事業の業務を行う。

1 私立高等学校入学資金貸付事務

学校法人及び金融機関の貸付に対する利子相当分の補給、回収不能債権に対する損失補償等の事務

2 私立高等学校修学支援事務

学校法人が実施する一定の要件を満たす修学支援貸付事業に対する利子相当分の補給、損失補てん等の事務。

Ⅲ 兵庫県私立小・中・高等学校教職員に対する研修事業等への助成事業

県内私立学校の教職員で構成する各科目別研究会等が参加者を広く募集して研修会を実施する事業に対して、定款第4条第4号の規定に基づき、私立小・中・高等学校の教職員が自主的に企画運営する研修事業に対し助成(補助金の交付)する。

(研修の予定) 学術奨励研修(3回)、一般研修(33回)、中高研修(23回)、小学校研修(35回)

(財源)協会の事業運営から生じる収入の一部を充てる。

種 別	研 修 名	主 な 事 業
学術奨励	音楽 美術 書道	音楽会の開催 美術展の開催 書道展の開催
一般研修	事務職員研修 教員一般研修 教頭研修 教育課程研修 人権教育研修 図書館教育研修 養護教育研修 美術教育研修	学校事務研究会 年6回 新任・中堅教員研修会 年4回 副校長・教頭会 年2回 教育課程研究会 年2回 人権教育協議会(3ブロック) 年8回 図書館協議会 年6回 養護教員研究会 年4回 美術教育研究会 年1回
中高研修	社会科教育研修 理科教育研修 英語教育研修 体育科教育研修 家庭科教育研修 生徒指導研修 進路指導研修 学校カウンセリング研修 教育情報化研修	社会科研究会 年3回 理科教育研究会 年4回 英語教育研究会 年1回 体育教育研究会 年2回 家庭科研究会 年2回 生徒指導連絡協議会 年3回 進路指導研究会 年1回 学校カウンセリング研究会 年4回 教育情報化研究会 年3回
小学校研修	体育大会 校長研修 教頭研修 管理職研修 教科別研修 新任教員研修	陸上競技会等 学級経営 年3回 教頭会 年2回 危機管理研修等 年2回 国語、社会、算数、理科等 年25回 基本的知識・技能の習得 年4回

Ⅳ 事業積立資産管理計画

1 平成25年度末の資金造成見込額

(1) 平成24年度末の長期借入金(正会員・特別会員)、及び事業積立資産の状況

(単位:円)

年 度		平成23年度 累計額	平成24年度(見込み額)		
区 分			増 加	減 少	計
長期借入金	正 会 員	1,306,092,100	26,759,500	0	1,332,851,600
	特別会員	926,550,000	0	0	926,550,000
一般正味財産		2,019,246,247		▲ 2,937,774	2,016,308,473
(うち事業積立資産)		(1,974,980,000)		(0)	(1,974,980,000)
小 計		4,251,888,347	26,759,500	▲ 2,937,774	4,275,710,073

(2) 平成25年度の資金造成見込額

長期借入金(正会員)(生徒数 54,553人×500円×0.98) 26,730,970 円
 平成25年度正味財産増減予定額 ▲ 3,576,000 円
 小 計 23,154,970 円

合 計 (1)+(2) 4,298,865,043 円

2 資産の管理方針

- (1) 定款第4条(事業)に基づき、貸付事業等の資産とする。
- (2) 資金運用方針第2条に基づき、安全、確実に管理する。

V 協会設立50周年事業に向けた取り組み

平成26年6月で設立50周年(昭和39年6月5日設立登記)となるため、記念事業実施に向けた取り組みを行う。